

【イギリス】2021年環境法

海外立法情報課 田村 祐子

* 2021年11月9日、環境に関する長期目標の設定、環境保護局の設立、廃棄物の削減、大気質、水環境、生物多様性の保全等を規定する2021年環境法¹が制定された。

1 背景と構成

イギリスでは、EU離脱に伴い、複数の分野で独自の立法の必要性が生じた。環境法制もその一つであり、2021年11月9日、2021年環境法¹が制定された。この法律は、全8部149か条及び21附則から成り、本則は、第1部：環境ガバナンス（第1条～第47条）、第2部：環境ガバナンス（北アイルランド）（第48条～第49条）、第3部：廃棄物削減及び資源の有効活用（第50条～第71条）、第4部：大気質及び環境に配慮した自主回収（第72条～第77条）、第5部：水環境（第78条～第97条）、第6部：自然及び生物多様性（第98条～第116条）、第7部：保全規約（第117条～第139条）、第8部：雑則及び一般規定（第140条～第149条）で構成される。適用範囲は、ほぼ全ての条項がイングランド及びウェールズに適用され、一部²はイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに適用される（第146条）。施行日は、制定日、制定日から2か月後又は主務大臣が別途定める規則で指定される日である（第147条）。

2 法律の概要

(1) 環境ガバナンス（第1部：第1条～第47条）

第1部は、政府に対して次の事項を義務付ける。①2022年10月31日までに、4つの優先課題（廃棄物削減及び資源の有効活用、大気質、水環境、生物多様性）のうち少なくとも1つの事項について長期（15年以上）目標の設定（第1条、第4条）、②自然環境を大幅に改善するための計画である「環境改善計画」³の策定（第8条）、③環境改善計画に関する年次報告書の作成（第9条）、④自然環境の改善と目標達成の進捗状況を測るためのデータの収集と公表（第16条）。環境保護を専門とする「環境保護局（The Office for Environmental Protection）」を新たに設立する（第22条）。同局は、環境保護及び自然環境の改善に寄与することを目的とし、監視、助言、その他の執行機能等の権限を持つ機関である（第23条、第28条～第30条）。

(2) 廃棄物削減及び資源の有効活用（第3部：第50条～第71条）

主務大臣は、廃棄物削減及び資源の有効活用のために、製品の生産者に対し製品廃棄費用を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Environment Act 2021 c.30. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/30/contents>> 今会期の政府提出予定法案として、女王演説でも紹介されていた。田村祐子「【イギリス】女王演説—2021-22年会期の予定法案—」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, pp.24-27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708955_po_02880210.pdf?contentNo=1>

² 例えば、後述の環境保護局の設立（第22条～第27条）及び違法な森林伐採への対処（第116条）は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。

³ 初めの計画には、2018年公表の「緑の未来：環境改善25か年計画」が指定された（2021年環境法第8条）。“A green future: our 25 year plan to improve the environment,” 2018.7.11. UK Government website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/693158/25-year-environment-plan.pdf>

負担させるための規則を制定することができる（第 51 条）。対象商品（飲料容器等）の価格に保証金（deposit）を含め、その商品が指定された場所に返却されたときに返金する保証金返金制度を確立することができる（第 54 条）。

（3）大気質及び環境に配慮した自主回収（第 4 部：第 72 条～第 77 条）

大気質に関する国家戦略を規定する 1995 年環境法⁴第 4 部を改正し、主務大臣に、同戦略で設定される大気質目標及び大気質基準の達成状況の評価並びに達成支援のために講じた措置について議会への報告を義務付ける。また、地方自治体に、大気質の目標及び基準達成のための行動計画の作成を義務付ける（第 72 条、附則 11）。主務大臣は、関連する環境基準（製品の使用に起因する騒音、熱、振動又はその他の種類のエネルギーの放出や排出物による環境への影響に関連するもの）を満たさない車両や機器の製造者又は販売者に対して、強制的に自主回収（recall）させるための通知を发出する規則を制定する権限を持つ（第 74 条、第 75 条）。当該規則には、最低回収率に満たない場合に罰金を科す規定を含めることができる（第 76 条）。

（4）水環境（第 5 部：第 78 条～第 97 条）

水資源管理計画と干ばつ計画について規定する 1991 年上下水道事業法⁵第 3 部第 1 章を改正し、2 社以上の水道事業者に対し、水資源の管理と開発を改善するための共同提案を作成・公表するよう指示する権限を主務大臣に与えることで、異なる水道事業者間の協力を可能にする（第 78 条）。同法第 4 部に新たな章を追加し、主務大臣に下水道事業者による雨水排水⁶の抑制及び雨水排水による悪影響の軽減を目的とした計画を作成する義務を負わせる。主務大臣及び下水道事業者に対して、雨水排水に関する報告義務を課す（第 80 条）。

（5）自然及び生物多様性（第 6 部：第 98 条～第 116 条）

生物多様性の保全を規定する 2006 年自然環境・農村地域法⁷第 40 条を改正し、見出しの「生物多様性の保全」に「強化」の文言を加えるとともに、公的機関の義務をより明確化した。公的機関は、生物多様性の保全及び強化を促進するために、適切な行動方針を随時検討する義務を負う（第 102 条）。違法な木の伐採を減らすために、樹木伐採の管理規定である 1967 年林業法⁸第 2 部を改正し、街路樹の伐採前に地域住民と協議することを地方自治体に義務付ける（第 114 条、附則 16）。違法な森林破壊に対処するため、イギリスで事業を行う大規模企業に対し、土地利用や土地所有に関する現地法に従わずに生産された、森林破壊リスクのある商品（動植物由来の商品）を、イギリスでの商業活動に使用することを禁止し、当該商品の自社のサプライチェーンへの混入防止のための現状確認調査制度の確立、実施及び主務大臣への報告を義務付ける（第 116 条、附則 17）。

参考文献

- ・ “Environment Act 2021: Explanatory Notes,” Legislation.gov.uk. website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/30/pdfs/ukpgaen_20210030_en.pdf>

⁴ Environment Act 1995 c.25. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1995/25/contents>>

⁵ Water Industry Act 1991 c.56. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1991/56/contents>>

⁶ storm overflow. 下水処理場の貯蔵タンクの容量が超過した際、その超過分の雨水を内陸水域、地下の地層又は海に排出することによってそれを緩和すること等を指す。下水処理場での停電や機械の故障によるもの等は含まない（2021 年環境法第 80 条）。

⁷ Natural Environment and Rural Communities Act 2006 c.16. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/16/contents>>

⁸ Forestry Act 1967 c.10. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1967/10/contents>>